

# 議 案 書

令 和 2 年 3 月

第 1 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 1	令和元年度松山市一般会計補正予算（第5号）		(議) 1
2	令和元年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）		9
3	令和元年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）		11
4	令和元年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第2号）		13
5	令和元年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）		17
6	令和元年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第3号）		19
7	令和2年度松山市一般会計予算		(予) 1
8	令和2年度松山市競輪事業特別会計予算		13
9	令和2年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計予算		17
10	令和2年度松山市介護保険事業特別会計予算		21
11	令和2年度松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		25
12	令和2年度松山市駐車場事業特別会計予算		27
13	令和2年度松山市道後温泉事業特別会計予算		29
14	令和2年度松山市卸売市場事業特別会計予算		33
15	令和2年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計予算		37
16	令和2年度松山市鹿島観光事業特別会計予算		39
17	令和2年度松山市小規模下水道事業特別会計予算		41
18	令和2年度松山市松山城観光事業特別会計予算		43
19	令和2年度松山市後期高齢者医療特別会計予算		47
20	令和2年度松山市公債管理特別会計予算		51
21	令和2年度松山市公共下水道事業会計予算		53
22	令和2年度松山市水道事業会計予算		(企) 1
23	令和2年度松山市簡易水道事業会計予算		45
24	令和2年度松山市工業用水道事業会計予算		93
25	松山市職員給与条例及び松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について		(議) 21
26	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について		23
27	市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について		25
28	松山市防災会議条例の一部改正について		27
29	松山市消防手数料条例の一部改正について		29
30	松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について		31
31	松山市国民健康保険条例の一部改正について		35
32	松山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について		37
33	松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		49
34	松山市保育所条例の一部改正について		51

3 5	松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員, 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		5 3
3 6	松山市食品衛生法施行条例の一部改正について		5 5
3 7	松山市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について		5 7
3 8	松山市旅館業法施行条例及び松山市公衆浴場法施行条例の一部改正について		5 9
3 9	松山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について		6 7
4 0	松山市営住宅管理条例の一部改正について		6 9
4 1	松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について		7 1
4 2	松山市手数料条例の一部改正について		7 3
4 3	松山市公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する条例及び松山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について		7 5
4 4	松山市中央卸売市場業務条例の一部改正について		7 7
4 5	松山市公設花き地方卸売市場業務条例の一部改正について		9 7
4 6	松山市公設水産地方卸売市場業務条例の一部改正について		1 1 5
4 7	包括外部監査契約の締結について		1 3 3
4 8	松山市・北条市・中島町合併建設計画の変更について		1 3 5
4 9	松山市辺地総合整備計画(平成30年度～平成34年度・旧中島町域)の変更について		1 3 7
5 0	松山市姫ヶ浜荘に係る指定管理者の指定について		1 3 9
5 1	市道路線の認定について		1 4 1

(注) ページ欄中, (議)は議案書, (予)は別冊一般・特別・企業会計予算書,  
(企)は別冊公営企業会計予算書を示す。

(後送予定分)

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	松山市浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正について		

(追加提出予定分)

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	人権擁護委員候補者の推薦について		



議案第1号

令和元年度松山市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度松山市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,080,887千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,526,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		65,965,000 千円	2,549,000 千円	68,514,000 千円
	1 市民税	29,729,000	1,550,000	31,279,000
	2 固定資産税	30,507,000	550,000	31,057,000
	3 軽自動車税	1,198,000	119,000	1,317,000
	4 市たばこ税	2,900,000	130,000	3,030,000
	6 事業所税	1,501,000	200,000	1,701,000
14 分担金及び負担金		945,563	200	945,763
	1 分担金	49,200	200	49,400
16 国庫支出金		41,304,553	1,084,092	42,388,645
	2 国庫補助金	5,141,003	1,084,092	6,225,095
17 県支出金		15,218,457	6,153	15,224,610
	2 県補助金	3,854,596	6,153	3,860,749
18 財産収入		99,803	49,680	149,483
	1 財産運用収入	49,799	49,680	99,479
19 寄附金		180,000	10,030	190,030
	1 寄附金	180,000	10,030	190,030
20 繰入金		12,740,049	189,200	12,929,249

	1 基金繰入金	12,689,496	189,200	12,878,696
22 諸収入		4,645,155	225,532	4,870,687
	4 雑入	1,884,715	31,286	1,916,001
	5 公営企業貸付金元利収入	0	59,466	59,466
	6 公営事業貸付金元利収入	0	134,780	134,780
23 市債		12,338,600	967,000	13,305,600
	1 市債	12,338,600	967,000	13,305,600
歳入	合計	189,445,162	5,080,887	194,526,049

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費			14,593,226 千円	1,936,449 千円	16,529,675 千円
	1 総務管理費		11,571,815	1,864,930	13,436,745
	3 戸籍住民基本台帳費		629,604	71,519	701,123
3 民生費			94,803,404	93,392	94,896,796
	1 社会福祉費		39,957,029	93,392	40,050,421
4 衛生費			15,849,555	600	15,850,155
	1 保健衛生費		2,617,826	600	2,618,426
6 農林水産業費			2,804,645	6,000	2,810,645
	2 農業土木費		919,660	6,000	925,660

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		6,258,103 千円	495,508 千円	6,753,611 千円
	1 商工費	4,872,968	489,466	5,362,434
8 土木費	2 観光費	1,385,135	6,042	1,391,177
		18,849,108	229,068	19,078,176
	2 道路橋梁費	2,749,832	155,594	2,905,426
	4 港湾費	679,558	11,334	690,892
	5 都市計画費	11,241,698	61,422	11,303,120
	7 公園緑地費	648,584	718	649,302
9 消防費		5,222,329	100,000	5,322,329
	1 消防費	5,222,329	100,000	5,322,329
10 教育費		11,931,317	2,219,870	14,151,187
	1 教育総務費	1,852,326	2,151,370	4,003,696
	2 小学校費	1,737,027	52,000	1,789,027
	3 中学校費	934,114	11,000	945,114
	5 社会教育費	2,284,603	5,500	2,290,103
歳	出	189,445,162	5,080,887	194,526,049
	合 計			



第2表 繰越明許費補正（松山市一般会計）

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務	1 総務管理費	ふるさと館管理運営事業	10,000 千円
		防災行政無線維持管理業務	10,000
		新規水源開発準備事業	10,000
		支所管理運営事業	10,000
3 民生	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務事業	90,000
		社会福祉施設建設等補助事業	330,000
		障害者支援施設等整備補助事業	10,000
4 衛生	2 児童福祉費	保育所事務費	40,000
		公立保育所整備事業	70,000
		墓地管理事業	10,000
		水道事業会計出資金	240,000
6 農林水産業	2 農業土木費	土地改良事業	290,000
		団体営土地改良事業	50,000
		林道整備事業	60,000
7 商工	2 観光費	水産基盤整備事業	40,000
		漁港整備事業	220,000
		権現温泉管理事業	20,000
8 土木	1 土木管理費	耐震改修等補助事業	80,000

款	項	事業名	金額
2	道路橋梁費	道路橋梁整備事業	1,410,000 千円
	3 河川費	河川等整備事業	580,000
	4 港湾費	港湾管理事業	50,000
	5 都市計画費	地籍調査事業	10,000
		都市計画整備事業	50,000
		松山駅周辺整備事業	1,680,000
		街路整備事業	150,000
		公共下水道事業会計負担金	120,000
		都市公園整備事業	40,000
		住宅管理事業	20,000
9 消防費			
10 教育費	1 消防費	消防施設整備事業	270,000
	1 教育総務費	学校施設ネットワーク等整備事業	1,660,000
2 小学校	2 小学校	小学校施設維持管理事業	120,000
		小学校太陽光発電システム設置事業	60,000
3 中学校	3 中学校	中学校施設維持管理事業	40,000
		中学校太陽光発電システム設置事業	20,000
5 社会教育費	5 社会教育費	公民館施設整備事業	40,000
		分館施設整備事業	30,000
6 保健体育費	6 保健体育費	学校給食施設整備事業	10,000
		体育施設管理運営事業	30,000
12 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農林土木災害復旧事業	830,000

款	項	事業名	金額
2	教育施設災害復旧費	野外活動センター施設災害復旧事業	80,000 千円
3	土木施設災害復旧費	河川等災害復旧事業	110,000
6	観光施設災害復旧費	観光施設災害復旧事業	60,000

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産基盤整備事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> <li>借入先 財務省、地方公共 団金融機構その他</li> <li>借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。</li> <li>借入時期 令和元年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。</li> </ol>	年10% 以内  (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体の 融機構資金 等につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>償還期限 40年以内(内据置 5年以内)</li> <li>償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還、償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。</li> <li>財務省、地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは、その融通 条件によることできる。</li> </ol>	千円	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
	450,000	同上	同上	同上	530,000	同上	同上	同上
	210,000	同上	同上	同上	同上	230,000	同上	同上
都市計画事業	1,910,000	同上	同上	同上	1,970,000	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	240,000	同上	同上	同上	1,070,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	6,500,000	同上	同上	同上	7,470,000	同上	同上	同上

議案第2号

令和元年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ556,977千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,490,283千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 財産収入		0 千円	722 千円	722 千円
	1 財産運用収入	0	722	722
9 繰越金		451,951	556,255	1,008,206
	1 繰越金	451,951	556,255	1,008,206
歳入	合計	49,933,306	556,977	50,490,283

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		0 千円	556,977 千円	556,977 千円
	1 基金積立金	0	556,977	556,977
歳出	合計	49,933,306	556,977	50,490,283

議案第3号

令和元年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

なお、今年度の松山市駐車場事業特別会計予算全体における元号の表示は、「令和」に統一する。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正 (松山市駐車場事業特別会計)

1 追加

款		項		事業名	金額					
1 駐	車	場	費	1 駐	車	場	費			
1	駐	車	場	1	駐	車	場	費	松山市役所前地下駐車場維持管理事業	10,000 千円



議案第4号

令和元年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,191,765千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市道後温泉事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		52,000 千円	120,000 千円	172,000 千円
	1 繰越金	52,000	120,000	172,000
歳入	合計	1,071,765	120,000	1,191,765

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 温泉事業費		1,051,630 千円	120,000 千円	1,171,630 千円
	1 温泉事業費	1,051,630	120,000	1,171,630
歳出	合計	1,071,765	120,000	1,191,765

第2表 繰越明許費補正（松山市道後温泉事業特別会計）

1 追加

款		項		事業費	事業名	金額
1 温泉事業費	1 温泉	事業費	事業名			
1 温泉事業費	1 温泉	事業費	事業名	道後温泉本館保存修理事業		240,000 千円



議案第5号

令和元年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市卸売市場事業特別会計）

1 追加

款	項	事業	事業	名	金額
1 卸売市場事業費	1 市場事業	費	費	青果部市場施設整備事業	10,000 千円

議案第6号

令和元年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市松山城観光事業特別会計）

1 追加

款	項	事業名	金額
2 松山城管理費	1 松山城管理費	松山城復興建造物等調査・改修事業	40,000 千円



議案第25号

令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員給与条例及び松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

松山市職員給与条例及び松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員給与条例及び松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(松山市職員給与条例の一部改正)

第1条 松山市職員給与条例(昭和27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第29条の2第1項中「,第21条」を削る。

(松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

任期付職員の単身赴任手当の支給及び昇給について、常勤職員に適用する基準に準じた運用とするため、本案を提出する。



令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和43年条例第42号)の一部を次のように改正する。

付則第17項中「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第45号)の一部を次のように改正する。

付則第7項中「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

市長等の給与の減額措置を引き続き行うため、本案を提出する。



議案第27号

令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について  
市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

記

市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条  
例

市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第28  
号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関  
が市長と協議して定める額

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に  
起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の補償基礎額を定めるため、本案を提出  
する。



令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市防災会議条例の一部改正について

松山市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市防災会議条例の一部を改正する条例

松山市防災会議条例（昭和38年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 松山市水防計画を調査審議すること。

第3条第6項中「50人」を「55人」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(松山市水防協議会条例の廃止)

2 松山市水防協議会条例（昭和27年条例第29号）は、廃止する。

(提案理由)

松山市防災会議について、所掌事務に松山市水防計画の調査審議を加えるとともに、委員定数を引き上げるため、本案を提出する。





議案第 29 号

令和 2 年 2 月 19 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防手数料条例の一部改正について

松山市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防手数料条例の一部を改正する条例

松山市消防手数料条例（平成 12 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「，圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に，「若しくは圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「，圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器若しくは圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

付 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い，圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器検査及び容器再検査に係る手数料を徴収するため，本案を提出する。



令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和56年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改める。

第3条第3項中「記載」の次に「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。））」を加える。

第4条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、登録申請者が成年被後見人であるときは、登録申請者は、当該登録申請者の法定代理人を同伴した上で、登録を受けようとする印鑑を持参し、規則で定めるところにより、自ら市長に申請しなければならない。

第5条第1項中「前条第1項」の次に「又は第3項」を加え、「登録申請者が本人であること及び」を削り、同条第2項中「及び市長が適当と認める書類」を削り、同条第3項中「市長」を「前項の規定にかかわらず、市長」に、「は、前項の規定にかかわらず」を「であつて」に、「求めて」を「求めることにより、当該登録申請者が本人であることを確認したときは、」に、「をする」を「をしたものとみなす」に改め、同項第1号中「本人の写真が貼付された官公署の発行した免許証、許可証その他の登録申請者が」を削り、「をいう。）」を「として市長が認めるものをいう。第17条において同じ。）（官公署の発行した免許証、許可証等で本人の写真が貼付されたものに限る。）」に改め、同条第4項中「前2項の規定により第1項」を「第1項又は前項」に改め、同条第5項中「第2項」を「第1項」に改め、「の規定により第1項」を削り、同項第4号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録してお

くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)」を削る。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、当該被登録者が成年被後見人であるときは、当該被登録者の法定代理人を同伴した上で、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第9条に後段として次のように加える。

この場合においては、前条後段の規定を準用する。

第10条及び第11条第1項に後段として次のように加える。

この場合においては、第8条後段の規定を準用する。

第12条に次の1項を加える。

2 成年被後見人である被登録者については、前項の規定は、適用しない。

第19条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

(松山市行政手続条例の適用除外)

第20条 この条例の規定による処分については、松山市行政手続条例(平成8年条例第34号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(本人確認)

第17条 第5条第2項の規定による回答書の持参、第7条第2項若しくは第15条第1項(ただし書を除く。)の規定による申請又は第8条から第10条まで若しくは第11条第1項の規定による届出(以下この項及び第3項において「回答書の持参等」という。)をしようとする者又はその代理人は、回答書の持参等をするとき、本人確認書類を市長に提示しなければならない。

2 第5条第2項の規定による回答書の持参をしようとする代理人は、前項の規定によるほか、登録申請者の本人確認書類又はその写しを市長に提示しなければならない。

3 市長は、回答書の持参等をしようとする者又はその代理人に対し、当該回答書の持参等をしようとする者又はその代理人が本人であるかどうかの確認をするため、当該回答書の持参等をしようとする者又はその代理人を特定するために必要な事項についての説明を求めることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

成年被後見人の欠格条項に係る措置の適正化を図るとともに、印鑑登録証明書の交付申請に係る本人確認の規定等を定めるため、本案を提出する。



令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市国民健康保険条例の一部改正について

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松山市国民健康保険条例（昭和35年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条の6中「61万円」を「63万円」に改める。

第15条の20中「16万円」を「17万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松山市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の改正に伴い、基礎賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を引き上げるため、本案を提出する。





令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
松山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雑則（第34条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（無料低額宿泊所の範囲）

第3条 無料低額宿泊所は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかであるときは、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

（基本方針）

第4条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるかどうかを常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、愛媛県、市、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## 第2章 設備及び運営に関する基準

（構造設備等の一般原則）

第5条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生

に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第6条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がないときは、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第7条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員(施設長を除く。)を置く場合にあつては、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者を職員とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であつてはならない。

(運営規程)

第8条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第9条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該無料低額宿泊所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入居者の安全確保の

ための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該無料低額宿泊所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入居者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的にこれらの体制について職員及び入居者に周知するとともに、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 無料低額宿泊所は、非常災害が発生した場合に職員及び入居者が当該無料低額宿泊所において当面の避難生活をするができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（記録の整備及び保存）

第10条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（規模）

第11条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

（サテライト型住居の設置）

第12条 無料低額宿泊所は、サテライト型住居（本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、入居定員が4人以下で、かつ、利用期間が原則として1年以下のものをいう。以下同じ。）を設置することができる。

- 2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動することができる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。
- 3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 無料低額宿泊所の職員のうち第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみである場合 4以下

- (2) 無料低額宿泊所の職員のうち第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上いる場合 8以下
- 4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。
- (1) 無料低額宿泊所の職員のうち第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみである場合 20人以下
- (2) 無料低額宿泊所の職員のうち第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上いる場合 40人以下
- 5 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）は、サテライト型住居について、第10条各項に規定する記録のほか、第21条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（設備の基準）

- 第13条 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置及び自動火災報知設備その他の防火に係る設備の整備に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、社会福祉施設その他の施設の設備を利用する場合において、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができ、かつ、入居者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。
- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 浴室
- (6) 洗濯室又は洗濯場
- 4 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。
- (1) 共用室
- (2) 相談室

(3) 食堂

5 第3項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められるときは、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、収納設備の面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第14条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当するときは、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員の配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第15条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文

書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、居室の利用に係る契約及びその他のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の契約を締結し、又は当該契約を更新する場合にあっては、契約期間及び解約に関する事項を定めなければならない。この場合において、当該契約期間は、居室の利用に係る建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。）にあっては1年とし、その他の契約にあっては1年以内の期間とする。
- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定に基づき、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項を定める場合において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項を定める場合において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。
- 6 無料低額宿泊所は、第1項の契約を締結し、又は当該契約を更新する場合において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

#### （入退居）

第16条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、当該入居予定者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、当該入居者の希望、当該入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所その他の都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

#### （利用料の受領）

第17条 無料低額宿泊所は、利用料として、規則で定める費用を入居者から受領することができる。

(サービス提供の方針)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用することができるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供するときは、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第20条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第21条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第22条 施設長は、他の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の当該無料低額宿泊所の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、他の職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)



第23条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第24条 無料低額宿泊所は、入居者に対し適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第25条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(衛生管理等)

第26条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒及び害虫が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第27条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、規則で定めるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

(掲示及び公表)

第28条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書その他の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第30条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

(苦情への対応)

第31条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

- 4 無料低額宿泊所は、市長から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市長に報告しなければならない。

- 5 無料低額宿泊所は、運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第32条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生したときは、速やかに市長、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第33条 第13条第2項から第4項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

### 第3章 雑則

(規則への委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第33条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がされている無料低額宿泊所が事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第13条第5項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後3年間は、適用しない。

(提案理由)

社会福祉法の改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるため、本案を提出する。



令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「該当する者」の次に「（以下この項において「基礎資格者」という。）」を、「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を、「修了したもの」の次に「（放課後児童健全育成事業者の職員であって、基礎資格者となった日（従事の開始前に基礎資格者となった者にあつては、従事を開始した日）から2年を経過する日までに当該研修を修了することを予定しているものを含む。））」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業者の職員である者（この条例による改正後の第10条第3項に規定する基礎資格者に限る。）の同項の適用については、同項中「基礎資格者となった日（従事の開始前に基礎資格者となった者にあつては、従事を開始した日）」とあるのは、「令和2年4月1日」とする。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、

放課後児童支援員の研修について、実施主体に指定都市の長を加えるとともに、受講期限を引き続き緩和するため、本案を提出する。

議案第34号

令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市保育所条例の一部改正について

松山市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市保育所条例の一部を改正する条例

松山市保育所条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表港山保育園の項を削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

港山保育園を廃止するため、本案を提出する。





議案第 35 号

令和 2 年 2 月 19 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 項中「5 年間」を「10 年間」に改める。

付 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（内閣府・文部科学省・厚生労働省令）の改正に伴い，職員配置に係る特例を延長するため，本案を提出する。



令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市食品衛生法施行条例の一部改正について

松山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

松山市食品衛生法施行条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「食品衛生検査施設」の次に「（法第29条第1項及び第2項に規定する検査施設をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第29条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が都道府県若しくは他の保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関（法第4条第9項に規定する登録検査機関をいう。）への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。

第4条を削る。

第5条中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第51条」を「第54条」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第62条第3項」を「第68条第3項」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の第4条の規定による衛生措置の基準については、令和3年5月31日までの間は、なお従前の例による。

（提案理由）

食品衛生法の改正により食品衛生法施行規則で衛生措置の基準が規定されることに伴い、当該基準を削除するため、本案を提出する。

議案第 37 号

令和 2 年 2 月 19 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

松山市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松山市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「第 26 条第 1 項」を「第 25 条の 2」に改める。

第 20 条中「第 34 条第 1 項」を「第 37 条の 3 第 1 項」に、「基づき、前条第 1 項の規定による立入調査等その他の」を「より、」に改め、「必要に応じて」及び「ことができる」を削る。

付 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、動物愛護管理員を必ず置くこととするため、本案を提出する。



令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市旅館業法施行条例及び松山市公衆浴場法施行条例の一部改正について  
松山市旅館業法施行条例及び松山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市旅館業法施行条例及び松山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例  
(松山市旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 松山市旅館業法施行条例(平成24年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号ア中「ろ過する設備」を「再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置」に改め、同号ア(ア)中「1時間」を「浴槽ごとに設置するよう努め、1時間」に改め、同号ア(イ)中「浴槽水を当該ろ過器に送るための配管の途中に」を削り、「第5条第2号サ」を「第5条第2号ス」に、「を設置」を「は、浴槽水がろ過器に入る前の位置に設置」に改め、同号イ中「第5条第2号カ及びタ」を「エ並びに第5条第2号カ及びツ」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「第5条第2号ソ」を「第5条第2号チ」に、「場合は」を「場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ」に改め、同号ウを同号オとし、同号オの前に次のように加える。

ウ 原水(ろ過器を通していない浴用に供する湯水であって、浴槽水以外のものをいう。サ及び第5条第2号において同じ。)の注入口は、循環配管(湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。キ並びに第5条第2号ク及びサにおいて同じ。)に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

エ 循環水は、浴槽の底部に近い部分から補給される構造とすること。

第2条第1項第3号に次のように加える。

キ 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽(浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下このキ及び第5条第2号タにおいて同じ。)内の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合は、

- 還水管（浴槽からあふれ出た湯水を浴用に再利用するための配管をいう。同号タにおいて同じ。）を直接循環配管に接続しない構造で、かつ、回収槽は、地下埋設をせず、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であるとともに、レジオネラ属菌その他病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水を消毒する設備を設けること。
- ク 水位計を設置する場合は、配管内を洗浄及び消毒が行える構造又は配管等を要しないものであること。
- ケ 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造とすること。
- コ 調節箱（洗い場の給湯栓又はシャワーに送る湯水の温度を調節するために設ける設備をいう。第5条第2号ナにおいて同じ。）を設置する場合は、清掃が容易に行え、かつ、レジオネラ属菌その他病原菌が繁殖しないよう塩素消毒等が行える構造であること。
- サ 貯湯槽（原水を貯留する水槽をいう。第5条第2号ウ及びエにおいて同じ。）は、完全に排水できる構造とすること。

第5条第2号イ中「（ろ過器を通していない浴用に供する湯水であって、浴槽水以外のものをいう。以下この号において同じ。）」を削り、「シ」を「セ」に改め、同号ウ中「（原水を貯留する水槽をいう。以下このウ及びエにおいて同じ。）」を削り、同号エ中「キ」を「以下この号」に、「及び消毒」を「消毒並びに設備の破損等及び温度計の性能の確認」に改め、同号カ中「シ及びソ」を「セ及びチ」に改め、同号キ中「ろ過器及び循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。ケにおいて同じ。）に生じる」を削り、「除去する」を「除去し、かつ、浴槽に湯水があるときは、ろ過器を常に作動させる」に改め、同号中テをノとし、ツをネとし、チをヌとし、同号ヌの前に次のように加える。

- テ 水位計配管は、1週間に1回以上適切な消毒方法で生物膜を除去すること。
- ト シャワーは、1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水し、かつ、シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検するとともに、内部の汚れ及びスケールの洗浄及び清掃を1年に1回以上行うこと。
- ナ 調節箱は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。
- ニ 屋外に設置された浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないようにすること。

第5条第2号タを同号ツとし、同号ソ中「場合は」の次に「、内部に生物膜が形成さ



れないよう適宜清掃及び消毒を行い、かつ」を加え、同号ソを同号チとし、同号セ中「回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下このセにおいて同じ。）」を「浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽」に改め、同号セただし書中「回収槽の」を「還水管及び回収槽の内部の」に改め、同号セを同号タとし、同号ス中「シ」を「セ」に改め、同号スを同号ソとし、同号シを同号セとし、同号サ中「清掃する」を「清掃及び消毒を行う」に改め、同号サを同号スとし、同号コ中「行う」を「行い、浴槽に湯水があるときは、常に作動させる」に改め、同号コを同号シとし、同号ケを同号サとし、同号ク中「遊離残留塩素濃度」を「塩素濃度」に、「濃度は、通常は1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下とし、かつ、最大でも1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに」を「塩素濃度は、次の基準のとおりとし」に改め、同号クに次のように加える。

(ア) 塩素系薬剤（結合塩素のモノクロラミンを除く。）を使用するときは、遊離残留塩素濃度を通常は1リットル中0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大でも1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。

(イ) 結合塩素のモノクロラミンを使用するときは、結合残留塩素濃度を1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。

第5条第2号クを同号コとし、同号コの前に次のように加える。

ク 循環配管は、1週間に1回以上適切な消毒方法で生物膜を除去し、かつ、1年に1回程度生物膜の発生状況を点検し、生物膜がある場合は、除去すること。

ケ 配管は図面等により、その配管の状況を正確に把握し、不要な配管は除去する等必要な措置を行うこと。

（松山市公衆浴場法施行条例の一部改正）

第2条 松山市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「ろ過する設備」を「再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置」に改める。

第3条第1号中「第6条」の次に「若しくは第6条の2」を加える。

第4条第1項第4号サ中「30センチメートル」を「15センチメートル」に改め、同号ス(ア)中「1時間」を「浴槽ごとに設置するよう努め、1時間」に改め、同号ス(ウ)中「浴槽水を当該ろ過器に送るための配管の途中の位置に」を削り、「次条第1項第1

6号」を「次条第1項第18号」に、「を設ける」を「は、浴槽水がろ過器に入る前の位置に設ける」に改め、同号セを次のように改める。

セ 原水の注入口は、循環配管（湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

第4条第1項第4号タ中「次条第1項第21号」を「次条第1項第23号」に、「場合は」を「場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ」に改め、同号タを同号チとし、同号ソを同号タとし、同号タの前に次のように加える。

ソ 循環水（ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）は、浴槽の底部に近い部分から補給される構造とすること。

第4条第1項第4号に次のように加える。

ツ 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下このツ及び次条第1項第22号において同じ。）内の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合は、還水管（浴槽からあふれ出た湯水を浴用に再利用するための配管をいう。同号において同じ。）を直接循環配管に接続しない構造で、かつ、回収槽は、地下埋設をせず、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であるとともに、レジオネラ属菌その他病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水を消毒する設備を設けること。

テ 水位計を設置する場合は、配管内を洗浄及び消毒が行える構造又は配管等を要しないものであること。

ト 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造とすること。

ナ 調節箱（洗い場の給湯栓又はシャワーに送る湯水の温度を調節するために設ける設備をいう。次条第1項第19号において同じ。）を設置する場合は、清掃が容易に行え、かつ、レジオネラ属菌その他病原菌が繁殖しないよう塩素消毒等が行える構造であること。

ニ 貯湯槽（原水を貯留する水槽をいう。次条第1項第8号及び第9号において同じ。）は、完全に排水できる構造とすること。

第5条第1項第7号中「第18号ア」を「第20号ア」に改め、同項第8号中「（原水を貯留する水槽をいう。以下この号及び次号において同じ。）」を削り、同項第9号

中「第12号」を「以下この項」に、「及び消毒」を「消毒並びに設備の破損等及び温度計の性能の確認」に改め、同項第11号中「第18号及び第21号」を「第20号及び第23号」に改め、同項第12号中「ろ過器及び循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。第14号において同じ。）に生じる」を削り、「除去する」を「除去し、かつ、浴槽に湯水があるときは、ろ過器を常に作動させる」に改め、同項中第39号を第44号とし、第32号から第38号までを5号ずつ繰り下げ、第31号を第36号とし、同号の前に次の1号を加える。

(35) 屋外に設置された浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないようにすること。

第5条第1項第30号中「1年」を「3年」に改め、同号を同項第34号とし、同項第29号中「1年」を「3年」に改め、同号を同項第33号とし、同項中第28号を第32号とし、第24号から第27号までを4号ずつ繰り下げ、第23号を第27号とし、同号の前に次の2号を加える。

(25) 水位計配管は、1週間に1回以上適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

(26) シャワーは、1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水し、かつ、シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検するとともに、内部の汚れ及びスケールの洗浄及び清掃を1年に1回以上行うこと。

第5条第1項第22号を同項第24号とし、同項第21号中「場合は」の次に「内部に生物膜が形成されないよう適宜清掃及び消毒を行い、かつ」を加え、同号を同項第23号とし、同項第20号中「回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下この号において同じ。）」を「浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽」に改め、同号ただし書中「回収槽の」を「還水管及び回収槽の内部の」に改め、同号を同項第22号とし、同項中第19号を第21号とし、第18号を第20号とし、同項第17号中「（洗い場の給湯栓又はシャワーに送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。）は、定期的に清掃する」を「は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行う」に改め、同号を同項第19号とし、同項第16号中「清掃する」を「清掃及び消毒を行う」に改め、同号を同項第18号とし、同項第15号中「行う」を「行い、浴槽に湯水があるときは、常に作動させる」に改め、同号を同項第17号とし、同項第14号を同項第16号とし、同項第13号中「遊離残留塩素濃度」を「塩素濃度」に、「濃度は、通常は1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム

以下とし、かつ、最大でも1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに」を「塩素濃度は、次の基準のとおりとし」に改め、同号に次のように加える。

ア 塩素系薬剤（結合塩素のモノクロラミンを除く。）を使用するときは、遊離残留塩素濃度を通常は1リットル中0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大でも1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。

イ 結合塩素のモノクロラミンを使用するときは、結合残留塩素濃度を1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。

第5条第1項第13号を同項第15号とし、同号の前に次の2号を加える。

(13) 循環配管は、1週間に1回以上適切な消毒方法で生物膜を除去し、かつ、1年に1回程度生物膜の発生状況を点検し、生物膜がある場合は、除去すること。

(14) 配管は図面等により、その配管の状況を正確に把握し、不要な配管は除去する等必要な措置を行うこと。

第5条第2項第5号中「第24号から第26号まで、第31号から第36号まで及び第38号」を「第28号から第30号まで及び第36号から第44号まで」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（次項及び第4項において「施行日」という。）前に工事が完了し、若しくはこの条例の施行の際現に工事が行われている旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業の施設（以下この項において「旅館・ホテル営業等の施設」という。）又は現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請をしている旅館・ホテル営業等の施設に係る構造設備の基準については、第1条の規定による改正後の松山市旅館業法施行条例第2条第1項第3号ア(ア)並びに同号ウからオまで及びキからサまでの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に工事が完了し、若しくはこの条例の施行の際現に工事が行われている公衆浴場又は現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可の申請をしている公衆浴場に係る構造設備の措置の基準については、第2条の規定による改正後の松山市公衆浴場法施行条例（次項において「改正後の公衆浴場条例」という。）第4条第1項第4号ス(ア)並びに同号セ、ソ及びチからニまでの規定にかかわらず、なお従前

の例による。

- 4 施行日前に行われた公衆浴場のサウナ室及びサウナ設備に係る保守点検並びにサウナ室に係る測定の記録並びに電気浴器に係る保守点検及び検査の記録の保存については、改正後の公衆浴場条例第5条第1項第33号及び第34号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

旅館業の施設及び公衆浴場の構造設備及び衛生措置の基準を強化するため、本案を提出する。



令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

松山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

松山市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「多い道路」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートルであるもの」を加え、同条第2項中「歩行者の交通量が多い道路」の次に「で設計速度が1

時間につき60キロメートルであるもの」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第32条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第41条中「第8条」の次に「, 第8条の2第3項」を加える。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の市道については、この条例による改正後の第8条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### (提案理由)

道路構造令の改正に伴い、自転車通行帯の設置に関する基準を新設するとともに、自転車道の設置要件を追加するため、本案を提出する。



令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市営住宅管理条例の一部改正について

松山市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市営住宅管理条例の一部を改正する条例

松山市営住宅管理条例（平成9年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第19条中第4項を第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃又は損害賠償金」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

第21条第1項中「（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除き」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる」を「公営住宅及び共同施設の」に、「同項」を「第1項」に改める。

第22条第4号中「規定する」を「おいて市の負担とされる」に改める。

第42条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第42条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に行った同条第1項第1号の規定による明渡しの請求について適用し、同日前に行った同号の規定による明渡しの請求については、なお従前の例による。

(提案理由)

民法の改正に伴い、入居者の敷金、修繕費用の負担及び不正入居者に対する請求額の算定に用いる利率について所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第41号

令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について

松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

#### 記

松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例（平成20年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「年6パーセントと」を「法第103条第4項の規定による公告（第31条第1項において「換地処分公告」という。）があった日の翌日における法定利率と」に、「年6パーセント以内」を「当該法定利率以内」に改める。

第31条第1項中「法第103条第4項の規定による」を削る。

#### 付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### （提案理由）

土地区画整理法施行令の改正に伴い、清算金の分割徴収又は分割交付に係る利率について所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。



令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第47号中「醬油製造業許可申請手数料」を「しょうゆ製造業許可申請手数料」に改め、同項第124号の4ア(ア)中「総戸数及び」の次に「算定対象となる」を加え、同号ア(ア) b中「共用部分の床面積 次」を「算定対象となる共用部分の床面積 次」に改め、同号ア(イ) a中「総戸数及び」の次に「算定対象となる」を加え、同項第124号の11ア(イ)中「仕様基準」の次に「又はフロア入力法」を加え、同条第2項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項第124号の4の改正規定 公布の日
- (2) 第2条第1項第47号の改正規定 令和2年6月1日
- (3) 第2条第1項第124号の11の改正規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日
- (4) 第2条第2項の改正規定 令和3年6月1日

（提案理由）

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い簡易な評価方法に係る手数料を徴収するとともに、食品衛生法等の改正に伴い所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。



令和 2 年 2 月 1 9 日 提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する条例及び松山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

松山市公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する条例及び松山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する条例及び松山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(松山市公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する条例の一部改正)

第 1 条 松山市公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関する条例 (昭和 4 1 年条例第 6 0 号) の一部を次のように改正する。

本則中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(松山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 松山市公共下水道事業の設置等に関する条例 (平成 1 9 年条例第 4 1 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。





令和 2 年 2 月 19 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市中央卸売市場業務条例の一部改正について

松山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

松山市中央卸売市場業務条例（平成 17 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 19 条」を「第 18 条」に、「第 20 条」を「第 19 条」に改め、「売買参加者」の次に「及び買出人」を加え、「第 31 条」を「第 31 条の 2」に、「第 76 条」を「第 75 条の 2」に、「市場運営協議会」を「市場運営審議会」に、「第 8 章 市場取引委員会（第 83 条—第 87 条）」を「第 8 章 削除」に改める。

第 1 条中「松山市中央卸売市場に係る」を削り、「第 9 条第 2 項に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その」を「の規定に基づき、松山市中央卸売市場（以下「市場」という。）における業務の運営、施設の管理等について必要な事項を定めることにより、市場の」に、「ことにより」を「とともに」に改める。

第 2 条（見出しを含む。）中「、位置及び面積」を「及び位置」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	位 置
松山市中央卸売市場	松山市久万ノ台 3 4 8 番地 1

第 3 条各号を次のように改める。

- (1) 卸売業者 第 8 条の 2 第 1 項の許可を受けて、市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者をいう。
- (2) 仲卸業者 第 21 条第 1 項の許可を受けて、市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務を行う者をいう。
- (3) 売買参加者 第 29 条第 1 項の承認を受けて、市場において卸売業者からの卸売又は仲卸業者からの販売を受ける者をいう。
- (4) 関連事業者 第 32 条第 1 項の規定による許可を受けて、市場内の施設において業

務を営む者をいう。

(5) 買出人 市場において仲卸業者から販売を受ける者（売買参加者を除く。）をいう。

第3条の次に次の1条を加える。

（差別的取扱いの禁止）

第3条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第4条中「松山市中央卸売市場（以下「市場」という。）」を「市場」に、「野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定める食料品」を「規則で定めるもの」に改める。

第5条第1項中「次に掲げる日（以下「休日」という。）」を「規則で定める日」に改め、同項各号並びに同条第2項及び第3項を削る。

第6条第1項中「午前4時から午後5時までとする」を「規則で定める」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「販売開始時刻、せり販売開始時刻及び販売終了時刻」を「せり販売開始時刻」に改め、「別に」を削る。

第7条中「その許可に係る業務を執行するに当たっては、公共性を自覚し、流通経費の節減及び経営管理の合理化に努めるとともに、その財務の健全性を確保しなければ」を「市場における卸売の業務を適正かつ健全に運営し、生鮮食料品等の公正な集荷及び流通の合理化を図り、公正かつ明朗な取引を推進しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 卸売業者は、市民に対する生鮮食料品等の安定的な供給に資するため、市場に集荷し、仲卸業者及び売買参加者へ卸売を行うことを基本とし、市場の秩序に配慮した取引に努めるものとする。

第8条中「2とする」を「規則で定める」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（卸売業務の許可）

第8条の2 市場の卸売場を使用して卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

- (2) 申請者が法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が、第8条の5又は第78条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。
- ア 破産者で復権を得ないもの
  - イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
  - ウ 第78条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (7) 申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。
- (8) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第8条の3 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して

卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

- 3 前2項の認可を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第8条の3第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併前の法人若しくは分割前の法人が第68条第1項の規定により使用指定を受けていた施設について引き続き使用を指定されたものと解してはならない。

(名称変更等の届出)

第8条の4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。
  - (2) 名称又は住所を変更したとき。
  - (3) 資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
- 2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者の許可の取消し)

第8条の5 市長は、卸売業者が第8条の2第3項第2号若しくは第5号から第7号までのいずれかに規定する者に該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

- 2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の2第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく第8条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第9条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がなく第8条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がなく引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (4) 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。

(事業報告書の提出)

第8条の6 卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に、これを市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書のうち、出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分について、閲覧の申出があった場合には、正当な理由があるときを除き、これを閲覧させなければならない。

第9条第1項中「農林水産大臣」を「市長」に改める。

第10条第1項中「別に」を削り、同条第2項中「市長の認める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 日本銀行が発行する出資証券
- (4) 特別の法律により法人が発行する債券
- (5) 政府がその債務について保証契約した債権

第10条に次の1項を加える。

3 前項に規定する有価証券の価格は、規則で定める額とする。

第11条第1項中「差押、仮差押」を「差押え、仮差押え」に、「差押が」を「差押えが」に改め、同条第3項中「前条第2項」を「前条第2項及び第3項」に改める。

第12条第1項中「これ」を「これら」に改め、同条第2項中「関し」を「関し、」に改める。

第14条から第18条までを次のように改める。

(せり人の届出)

第14条 卸売業者は、市場においてせり売を行うときは、せりを遂行するために必要な経験及び能力を有する当該卸売業者が推薦する者をせり人として、規則で定めるところ

により市長に届け出なければならない。

2 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するものについては、前項の規定による届出をすることができない。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

(3) 売買参加者又は仲卸業者若しくは売買参加者の役員若しくは使用人である者

3 卸売業者は、せり人がせり売の業務を行わなくなったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第15条から第18条まで 削除

第19条を削る。

第2章第2節中第20条の前に次の1条を加える。

(仲卸業者の責務)

第19条 仲卸業者は、市場における仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し、取扱品目について公正かつ適正な評価及び流通の合理化を図り、公正かつ明朗な取引を推進しなければならない。

2 仲卸業者は、市民に対する生鮮食料品等の安定的な供給に資するため、市場の卸売業者から卸売を受けた物品を仕分けし、又は調製して売買参加者及び買出人に販売することを基本とし、市場の秩序に配慮した取引に努めるものとする。

第20条中「21とする」を「規則で定める」に改める。

第21条第3項第1号中「破産者で復権を得ない者である」を「法人でない」に改め、同項第2号中「禁錮以上の刑に処せられた者又は」を削り、「者である」を「ものである」に改め、同項第3号中「市場の仲卸しの業務の」を「第24条又は第78条第2項の規定による」に改め、同項第5号中「又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人」を削り、同項第6号中「申請者が法人であって、」を削り、「第1号から第3号まで及び前号」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算し

て3年を経過しないもの

- ウ 市場の売買参加者又は卸売業者若しくは他の仲卸業者の役員若しくは使用人
- エ 暴力団員等

第21条第3項第7号を同項第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (8) 申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第23条の見出し中「額」の次に「等」を加え、同条第1項中「使用料月額5倍以内」を「市場使用料の月額5倍の額以下」に改め、「別に」を削り、同条第2項中「第10条第2項」を「第10条第2項及び第3項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第24条第1項中「第21条第3項第1号、第2号、第5号若しくは第6号」を「第21条第3項第2号若しくは第5号から第8号まで」に改め、同条第3項を削る。

第25条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に改める。

第26条を次のように改める。

## 第26条 削除

第27条の見出し中「及び休業」を削り、同条第1項中「その旨」を「、その旨」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。
- (2) 名称又は住所を変更したとき。
- (3) 資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

第27条第2項中「死亡又は」及び「相続人又は」を削り、「その旨」を「、その旨」に改め、同条第3項中「冠婚葬祭その他」を削る。

第28条第1項中「、次の各号に掲げる区分に従い」を削り、「当該各号に掲げる日」を「毎事業年度の末日」に改め、同項各号及び同条第2項を削る。

「第3節 売買参加者」を「第3節 売買参加者及び買出人」に改める。

第29条第1項中「売買参加者になろうとする者」を「卸売業者が行う卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）」に改め、同条第3項第1号中「者である」を「ものである」に改め、同項第3号中「取扱品目の部類に属する」を削り、同項に次の3号を加える。

- (5) 申請者が暴力団員等であるとき。

(6) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(7) 申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第30条第1項中「場合には、遅滞なく」を「ときは、遅滞なく、」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「死亡」を「死亡し、」に、「その旨」を「、その旨」に改める。

第31条中「若しくは第3号」を「、第3号若しくは第5号から第7号までのいずれか」に改め、第2章第3節中同条の次に次の1条を加える。

(買出人の届出)

第31条の2 買出人として業務をしようとする者は、市長に届け出なければならない。

2 買出人の届出について必要な事項は、市長が別に定める。

第32条第1項中「第1種関連事業又は第2種関連事業を営もうとする者に対し、当該」を削り、「おいて」の次に「規則で定める」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「関連事業者になろう」を「前項の規定による許可を受けよう」に改め、同項を同条第2項とする。

第33条第1項中「、第1種関連事業を営むことについて」を削り、「許可の申請をした」を「規定による許可を受けようとする」に改め、同項第1号及び第2号中「者である」を「ものである」に改め、同項第3号中「第36条第1項及び第3項」を「第36条」に改め、同項第5号中「第1号、第2号又は第3号」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第36条又は第78条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者

エ 暴力団員等

第33条第1項に次の3号を加える。

(6) 暴力団員等であるとき。



- (7) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (8) その業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第33条第2項を削る。

第34条第1項中「第32条第1項の」の次に「規定による」を加える。

第35条の見出し中「額」の次に「等」を加え、同条第1項中「使用料月額5倍以内」を「市場使用料の月額5倍の額以下」に改め、「別に」を削り、同条第2項中「第10条第2項」を「第10条第2項及び第3項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第36条の見出し中「許可」を「関連事業者の許可」に改め、同条第1項中「第1種関連事業者が第33条第1項第1号」を「関連事業者が第33条第1号」に改め、「第5号」の次に「から第8号まで」を加え、同条第2項を削り、同条第3項第1号及び第2号中「第32条第1項の」の次に「規定による」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第37条第1項中「その旨」を「, その旨」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。
- (2) その許可に係る業務以外の業務を営もうとするとき、又は廃止したとき。
- (3) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (4) 商号又は代表者を変更したとき。

第37条第2項中「死亡」を「死亡し、」に、「その旨」を「, その旨」に改める。

第38条第1項中「市長は、関連事業」の次に「(第32条第1項の規則で定める業務をいう。)」を加え、「又は取扱品目の販売」を削る。

第40条第1項中「次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引を「せり売若しくは入札又は相対取引(販売価格があらかじめ定められた売買取引を含む。以下同じ。)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、卸売業者は、市場の役割である価格形成機能及び分配機能が十分に発揮できるよう、物品の特性に応じて取引方法を設定するものとする。

第40条第1項各号及び同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次」を「卸売する取扱品目について、次の各号」に、「指示した」を「指示をした」に、「せり売又は入札の方法」を「指示した取引方法」に改め、同項第1号及び第2号中「当該」を削り、同項に次の2号を加え、同項を同条第2項とする。

- (3) 災害が発生した場合

(4) その他市長が指示することが適当と判断した場合

第40条第4項及び第5項を削る。

第41条を次のように改める。

#### 第41条 削除

第42条第1項中「市場の開設区域（以下「開設区域」という。）内において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合及び法第58条第1項の許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き」を「本市の区域内において店舗を設置し、取扱品目に属する物品の卸売その他の販売をしようとするときは」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、健全な取引を確保するため必要があると認めるときは、第79条に規定する審議会に意見を聴き、卸売業者に対し、指導又は助言をすることができる。

第43条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「若しくは売買参加者」を「、売買参加者その他の買受人」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（受託拒否の禁止）

第43条の2 卸売業者は、取扱品目に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあったときは、規則で定める正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

第44条の見出し中「卸売」を「せり売等」に改め、同条第1項中「における卸売の業務について」を「において、せり売又は入札の方法による卸売を行うとき」に、「の者に対して」を「の者に」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第2項から第5項までを削る。

第45条から第49条までを次のように改める。

（仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告等）

第45条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の卸売が市場の適正かつ健全な運営を障害し、又はそのおそれがあると認めるときは、第79条に規定する審議会に意見を聴き、卸売業者に対し、指導又は助言をすることができる。

(市場外にある物品の卸売等)

第46条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、市場内にある物品以外の物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の卸売が市場の適正かつ健全な運営を阻害し、又はそのおそれがあると認めるときは、第79条に規定する審議会に意見を聴き、卸売業者に対し、指導又は助言をすることができる。

3 卸売業者は、市場外の場所取扱品目に属する物品を搬入して卸売をするときは、その保管場所について、規則で定めるところにより、市長の指定を受けなければならない。

第47条から第49条まで 削除

第50条第1項中「は、受託物品(第45条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、当該市場外で引渡しをする受託物品(以下この条において「電子商取引に係る受託物品」という。)を除く。)」を「又は卸売業者から物品の検収の委託を受けた者は、受託物品」に改め、「当たっては、」の次に「受託物品の種類、数量、等級、鮮度、品質等について」を加え、「受託物品の種類、数量、等級、品質等について」及び「規則で定めるところにより」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項ただし書」を「前項ただし書」に、「前2項」を「同項」に改め、同項を同条第2項とする。

第51条の見出し中「規制」の次に「等」を加え、同条第1項中「その許可に係る」を削り、「おいては、当該許可に係る」を「おいて、」に改め、「の部類」を削り、「生鮮食料品等」を「物品」に改め、同条第2項から第6項までを次のように改める。

2 仲卸業者は、市場内において、取扱品目に属する物品について、市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の販売が市場の適正かつ健全な運営を阻害し、又はそのおそれがあると認めるときは、第79条に規定する審議会に意見を聴き、仲卸業者に対し、指導又は助言をすることができる。

4 仲卸業者は、本市の区域内において、店舗を設置し、取扱品目に属する物品の販売をしようとするときは、規則で定めるところにより、承認申請書をあらかじめ市長に提出してその承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

5 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、当該申請書に係る販売が仲卸し

の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。

6 市長は、第4項の申請書の提出があった場合において、健全な取引を確保するため必要があると認めるときは、第79条に規定する審議会に意見を聴き、仲卸業者に対し、指導又は助言をすることができる。

第52条を次のように改める。

#### 第52条 削除

第53条第1項中「せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長」を「市長は、市場における取引参加者間の売買に不正又は不当な行為があると認めるとき」に改め、同項各号及び同条第2項を削る。

第54条の見出し中「物品」の次に「等」を加え、同条第1項中「物品」の次に「又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず、人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品（以下この条において「衛生上有害な物品等」という。）」を加え、同条第2項及び第3項中「物品」の次に「等」を加える。

第55条から第57条までを次のように改める。

（卸売業者による売買取引条件の公表等）

第55条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件を公表しなければならない。

2 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、速やかに市長に届け出なければならない。当該受託契約約款の内容を変更したときも、同様とする。

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第56条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他売買取引の結果等を公表しなければならない。

（卸売業者による売買取引の結果等の市長への報告）

第57条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他売買取引の結果等を市長に報告しなければならない。

第57条の次に次の1条を加える。

（開設者による売買取引の結果等の公表）

第57条の2 市長は、卸売業者から前条の規定による報告を受けたときは、規則で定め

るところにより、速やかに卸売の数量及び価格その他の規則で定める事項を公表するものとする。

第58条の見出し中「及び引取り」を削り、同条第1項中「を買い受けた仲卸業者又は売買参加者（以下「買受人」という。）」を「の買受人」に、「作成し、市長に提示して検印を受けなければ」を「作成しなければ」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第59条及び第60条を次のように改める。

（決済の方法）

第59条 市場において取引参加者が売買取引を行う場合の決済は、規則で定める方法によるものとする。

（仕切り等）

第60条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、当該物品の単価（せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る価格をいう。）、卸売数量その他取引に関する事項を記載した書類を正確に作成し、委託者に対して送付しなければならない。

第61条第1項中「（卸売金額に料率を乗じて得た額をいう。）」を削り、同条第2項を削る。

第62条を次のように改める。

（卸売代金の変更の禁止）

第62条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、卸売業者は、検査の結果を証する書面を必要とするときは、市長にその交付を請求することができる。

第63条第1項中「当該」を削る。

第64条及び第65条を次のように改める。

第64条及び第65条 削除

第66条第1項中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改める。

第67条第1項中「、卸売の業務に係る施設ごとに」を削り、「として、次に掲げる事項を」を「について、」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項の」の次に「規定により」を加える。

第68条の見出し中「施設」を「市場施設」に改め、同条第1項中「関連事業者が、」

を「関連事業者が使用する」に、「を使用しようとする場合は、規則で定めるところにより、市長に指定申請書を提出し、その位置」を「の位置」に、「の指定を受けなければならない」を「は、市長が指定する」に改め、同条第2項後段を削り、同条第3項中「指定又は前項の」を「規定による指定又は第2項の規定による」に、「使用指定又は使用許可」を「指定又は許可」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の2項を加える。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請書を提出しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による許可を受けようとする者（当該者が法人である場合においては、その業務を執行する役員を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定又は当該許可をしないものとする。

(1) 暴力団員等

(2) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している者

(3) その業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められる者

第68条の次に次の1条を加える。

（保証金の預託等）

第68条の2 前条第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の保証金の額は、第74条第1項に規定する市場使用料の月額額の5倍の額以下において規則で定める。

3 第10条第2項及び第3項、第11条、第12条第1項並びに第13条の規定は、第1項の保証金について準用する。

第69条第1項中「前条第1項の」を「第68条第1項の規定による」に、「の許可」を「の規定による許可」に、「施設の全部又は」を「市場施設の用途を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の理由により市長の許可を受けたときは、この限りでない。

第69条第2項を削る。

第70条第1項中「若しくは」を「，」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項ただし書」を「前項ただし書」に、「際」を「際，」に改め、「等その許可に条件を付ける」を削り、同項を同条第2項とする。

第71条中「当該施設」を「当該市場施設」に改め、同条ただし書中「原状に復することについて」を削る。

第72条第1項中「対してその指定又は」を「対し、その指定若しくは」に、「停止その他」を「停止その他の」に改め、同項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改め、同条第2項中「前項に規定する使用指定並びに使用許可の取消し又は使用の制限若しくは停止その他の措置をすることにより、使用者に損害が生じても、その責は負わない」を「使用者が第68条第4項に規定する場合に該当することとなったときは、同条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を取り消す」に改める。

第73条の見出し中「補修命令」の次に「等」を加え、同条中「毀損」を「損傷」に改める。

第74条の見出し中「使用料」を「市場使用料」に改め、同条第1項中「別表第3」を「別表」に改め、「別に」を削り、同条第2項中「水道」の次に「、下水道」を加え、「は、すべて」を「で使用者の使用により生じたものについては、」に改め、同条第3項中「第69条第2項ただし書」を「第69条ただし書」に、「施設使用料」を「市場使用料」に改め、同条第4項中「施設」を「市場施設」に、「使用料」を「市場使用料」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「その他第1項から第3項までに規定する使用料」を「市場使用料」に改め、「別に」を削り、同項を同条第5項とする。

第75条（見出しを含む。）中「使用料」を「市場使用料」に改め、同条第1号中「責」を「責め」に改め、同条第2号中「第72条」を「第72条第1項」に、「により」を「による」に改め、同条第3号中「使用者が国又は公共団体であるとき」を削り、「特別に」を「特に」に改める。

第6章中第76条の前に次の1条を加える。

（指導、助言等）

第75条の2 市長は、取引参加者又は関連事業者に対し、この条例及びこの条例に基づく規則を遵守させ、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導、助言その他必要な措置を講じることができる。

2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、市場施設の使用に関し必要な指導、助言その他必要な措置を講じることができる。

第76条第1項中「、卸売業者、仲卸業者」を「、取引参加者」に、「に卸売業者、仲卸業者又は」を「若しくは市長が指定する者に取引参加者若しくは」に、「その他業務」

を「その他の業務」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、指定又は許可を受けた市場施設の使用に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員若しくは市長が指定する者に、使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。

第76条第3項中「第1項」を「前2項」に改める。

第77条第2項を削り、同条第1項中「卸売の」を削り、「に対し、当該卸売業者の」を「、仲卸業者又は関連事業者に対し、その」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、卸売業者又は仲卸業者の財産の状況が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合において、市場におけるその業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、財産に関する改善措置をとるべき旨を命じることができる。

(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回ったとき。

(2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回ったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市場におけるその業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として規則で定めるとき。

第77条第3項から第5項までを削る。

第78条第1項中「10万円」を「5万円」に、「を科し」を「に処し、第8条の2第1項の許可を取り消し」に、「又は一部」を「若しくは一部」に改め、同条第2項及び第3項中「10万円」を「5万円」に、「を科し」を「に処し」に改め、同条第4項中「1万円」を「5万円」に、「を科し、第32条第1項の」を「に処し、第32条第1項の規定による」に、「、その」を「その」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 市長は、取引参加者（卸売業者、仲卸業者及び売買参加者を除く。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料に処し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じることができる。

第78条第7項及び第8項を削り、同条第6項中「卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者」を「取引参加者、関連事業者又は使用者」に改め、「定めて」の次に「市



場への」を加え、「第1項から第4項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 市長は、使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料に処し、第68条第1項の規定による指定若しくは同条第2項の規定による許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じることができる。

「第7章 市場運営協議会」を「第7章 市場運営審議会」に改める。

第79条の見出し中「協議会」を「審議会」に改め、同条中「法第13条第1項の規定に基づき、松山市中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」を「市場における業務の運営等に関し必要な事項を調査審議するため、松山市中央卸売市場運営審議会（以下「審議会」に改める。

第80条（見出しを含む。）中「協議会」を「審議会」に改め、同条第2号中「市場運営に関し必要な」を「市長が必要と認める」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市場における売買取引に関すること。

第81条第1項中「協議会」を「審議会」に改め、同条第2項中「生鮮食料品等の生産、流通及び消費について学識経験を有する者のうちから」を「学識経験のある者及び卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者のうちから、」に改める。

第82条中「協議会」を「審議会」に改める。

第8章を次のように改める。

## 第8章 削除

第83条から第87条まで 削除

第88条第1項中「行政処分」を「処分」に改め、「他の卸売業者」の次に「又は市長が指定する業者等（次項及び第3項において「他の卸売業者等」という。）」を加え、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第2項中「前項の卸売の業務を行わせる卸売業者」を「他の卸売業者等」に、「他の卸売業者に」を「他の卸売業者等に卸売の業務を」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第3項中「卸売業者」を「他の卸売業者等」に改め、「場合」の次に「又は不明な場合」を加える。

第91条の見出し中「出入」を「出入り」に改め、同条中「出入」を「出入り」に、「

搬入・搬出及び場内」を「搬入、搬出及び市場内」に改める。

第92条第2項中「市場入場者」を「市場へ入場する者」に改める。

第93条を次のように改める。

### 第93条 削除

第94条に次の1項を加える。

- 2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3中「条例」を削り、「により許可又は承認を受けて販売した」を「による報告に係る買い入れて販売した物品の」に改め、同表を別表とする。

### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号）第15条第1項の許可を受けて松山市中央卸売市場において卸売の業務を行っている者は、この条例による改正後の松山市中央卸売市場業務条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の2第1項の許可を受けた者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松山市中央卸売市場業務条例（以下「改正前の条例」という。）第14条第1項の登録を受けている者は、改正後の条例第14条第1項の規定による届出がされた者とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に改正後の条例第3条第5号に規定する買出人として業務を行っている者は、改正後の条例第31条の2第1項の規定による届出をした者とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例第81条第2項の規定により松山市中央卸売市場運営協議会の委員を委嘱されている者は、改正後の条例第81条第2項の規定により松山市中央卸売市場運営審議会の委員を委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における改正前の条例第81条第3項の松山市中央卸売市場運営協議会の

委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

卸売市場法の改正に伴い、中央卸売市場での業務について規定の整備を図るため、本案を提出する。

